

社会福祉法人 港区社会福祉協議会
役員等の報酬及び費用弁償等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 港区社会福祉協議会（以下「本会」という。）の役員等の会議等（以下「会議等」という。）へ出席又はその職務の遂行にかかる費用弁償及び報酬の額、その支給について定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規程において「役員等」とは、次の各号をいう。

- (1) 評議員
- (2) 評議員選任・解任委員会委員
- (3) 役員
- (4) 顧問

2 この規程において「会議等」とは、次の各号をいう。

- (1) 評議員会
- (2) 評議員選任・解任委員会
- (3) 理事会
- (4) 経営会議
- (5) 定款第21条に規定する決裁用務
- (6) 定款第22条に規定する監査
- (7) その他、特に会長が認める会議等

(報酬及び費用弁償の額)

第3条 役員等が会議等に出席又はその職務を遂行した場合には、1回につき別表1に定める費用弁償を支給する。ただし、役員等が事務局設置規程に定める職員である場合は、これを支給しない。また、次項に定める報酬を支給する者には、これを支給しない。

2 前項に規定する会議等の出席者のうち、その会議等で特に専門的意見を求める必要があつて出席した次の各号に定める場合には、別表2に定める報酬を支給する。

- (1) 社会福祉法第44条第5項に規定する財務諸表等を監査しうる監事が前条第2項第6号の監査に出席したとき
- (2) その他会長が指定する者

3 前各項の会議等に出席した者が、同日、同一場所において開催される他の会議等に出席した場合の費用弁償は支給しない。

4 会長の要請により会議に出席した者の報酬及び費用弁償の額は、会長が別に定める。

(旅費)

第4条 役員等が本会の用務のため会議等に出席する又はその職務の遂行のために旅行したときは、その旅行について旅費を支給する。

2 旅費の支給については、「職員旅費規程」の、参事について定められている例による。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(委任)

第6条 この規程の施行上必要な事項は、会長が定める。

付 則

1 この規程は、平成14年4月1日から施行する。

2 社会福祉法人 港区社会福祉協議会役員等の費用弁償に関する要綱（平成7年4月1日施行）は、廃止する。

付 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成24年1月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成25年1月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成29年2月3日から施行する。

付 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

費用区分	金額 (税込)
費用弁償	3,341 円

別表 2 (第 3 条関係)

費用区分	金額 (税込)
報酬	20,046 円